

6 大気環境関係データ

■概要

2013(平成 25)年度における一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）での二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン等の環境保全目標の達成状況等は次のとおりです。

(1) 二酸化窒素

一般局（66 局）、自排局（36 局）とも、全局で環境保全目標を達成しました。一般局では 11 年連続、自排局では 4 年連続で達成しています。なお、年平均濃度については緩やかな改善傾向で推移しています。

(2) 浮遊粒子状物質

一般局（67 局）では全局で、長期的評価による環境保全目標を達成しました。自排局（34 局）は、32 局で達成し、2 局は 8 月上旬に 2 日連続で目標値を超え、環境保全目標を達成しませんでした。近年では、強い黄砂の影響のあった年度を除き、多くの局で環境保全目標を達成しています。なお、年平均濃度については緩やかな改善傾向で推移しています。

(3) 微小粒子状物質

微小粒子状物質については、一般局(27 局)、自排局（14 局）とも、全局で環境保全目標を達成しませんでした。年平均濃度については、本格的に測定を始めた 2011（平成 23）年度からの 3 年間は概ね横ばいですが、環境省の測定機認定制度ができる以前の機種による 1999（平成 11）年度からの測定結果では、長期的に緩やかな改善傾向となっています。

また、一般局 7 局、自排局 4 局において成分分析を実施しました。

(4) 光化学オキシダント・非メタン炭化水素

全ての測定局で環境保全目標を達成しませんが、非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移しています。なお、光化学スモッグ注意報の発令回数は 7 回でした。

(5) 二酸化硫黄・一酸化炭素

全ての測定局で長期的評価による環境保全目標を達成しました。なお、年平均濃度は低い水準で推移しています。

(6) ベンゼン等有害大気汚染物質

モニタリングを実施している有害大気汚染物質（21 物質）のうち、環境保全目標が設定されているベンゼンは府内全 34 地点（道路沿道 13 地点、一般環境 17 地点、固定発生源周辺 4 地点）で、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンに関しては、府内全 26 地点で環境保全

目標を達成しました。

(7) アスベスト

全ての地点において、検出下限値付近の濃度であり、問題になるレベルではないと考えられます。なお、過去3年の調査結果と比べても、同程度のレベルでした。